

## 第2回 体育施設（三瀨・城島地域）指定管理者候補者選定委員会 会議録

日時：令和元年9月17日（火）14：00～15：40

場所：市役所306会議室

出席：大橋充典委員、石井寿佳委員、陣内博委員、西村信二委員、水落留美子委員  
（全員出席）

開会

経過報告

議題（1） 今後の方針

議題（2） スケジュール

閉会

### 経過報告

事務局より第1回選定委員会以降の経過について説明。

- ・現地説明会への出席団体はあったものの、応募状況については8月30日の締切時点で申請はなかった。

委員 応募がなかった理由は把握しているか。

事務局 現在の指定管理者にヒアリングを行った結果、指定管理料や利用料などの収入と人件費や運営費などの支出を比較したところ、企業として採算が合わなかったというところが主な要因と認識している。

委員長 事務局から説明があったとおり、久留米市が平成18年度から指定管理者制度を始めて以来、応募団体がないというのは初めてのケースと聞いている。今後この体育施設をどうやって運営していくか、次の展開を考えていかなければならないところである。今後の方針について、事務局より提案の説明に移っていきたいがよろしいか。

⇒ 委員全員同意

### 議題（1）今後の方針について

事務局 申請がなかった場合の今後の方針案として、本市が出資する法人等（外郭団体等）から候補者を選定し、これまでの公募同様の審査をする「候補者選定の特例」と当初の募集要項等を変更して再度公募を行う「再募集」の2つの方法がある。

ただし、「候補者選定の特例」を検討するにあたっては、他の体育施設の指定管

理を受託している公益財団法人久留米市体育協会に今回の指定管理の意向を聴取したところ、現状の指定管理施設を拡大して運営していく体制は整わないとの返答を受けている。ほかに体育施設を管理運営し得る団体等もないため、「候補者選定の特例」は現実的に困難である。

「再募集」に関しては、現在の指定管理者とのヒアリングを重ねるうえで、一定募集要項の課題も出てきたというところで、その部分を整理して募集要項等の見直しを検討している。

今後どちらの方法で進めるか選定委員会の中で決定していただきたい。

委員長 事務局より提案があった今後の方針について、「候補者選定の特例」か、公募条件を見直して「再募集」か、どちらで進めていくか委員の皆様の意見・質問をいただきたい。

委員 体育協会に打診したとのことだが、外郭団体の中で体育協会でしか担えないものだったのか。他の団体では難しいのか。

事務局 体育協会にしか委託できない業務ということではないが、体育施設の運営ということで、他の公共施設の運営と比べ特殊なものであり、外郭団体等の中で現に体育施設を複数管理しており、運営できる可能性があるのが体育協会だったというところで、体育協会に絞って打診した。

委員 仮に「候補者選定の特例」で進める場合には、公募条件は今の条件のままで申請してもらい、通常通り審査していくという流れでよろしいか。

事務局 その場合、今の募集要項、管理運営基準書のまま申請・審査を行う。審査基準に達しなかった場合は、指定管理者候補者として選定することはない。

委員 特例で候補者を選定しても、現実的に受けられる団体がないなら、再募集しかないということか。そのほかの手段はなにかあるか。

事務局 特例による選定でも、再募集でも指定管理者候補者が決まらなかった時には、現在の指定管理者と協議し、現在の指定期間を延長するという方法もある。

委員 今の募集要項の条件が厳しくて、現在の指定管理者も申請をしなかったということは、指定管理の再募集や期間延長の協議をしても応じられない可能性もある。  
それについて、指定管理料の見直しはどのようになるか。

事務局 再募集の場合は、指定管理料の今後5年間の上限額というのは変わらない。決められた指定管理料の上限の範囲内で、より効率的な運営を行うために募集要項を変更することによって、応募が見込めるような仕様に変更しようと考えている。

また、やむを得ず期間延長をする場合には、現在の指定管理者と協議し、年度協

定書をもって来年1年間の指定管理料を決定する。その場合、令和3年度から令和7年度までの指定管理料の上限額を再度市議会に諮る必要がある。

委員 再募集の場合、指定管理料を変更せずに、募集要項を変更するという事は、人員配置や利用期間など、人件費的な部分の条件を変更するというところが主になると思うが、そうした場合、施設の安全な運営に影響が出るということはないか。

事務局 基本的には、指定管理料の上限金額の中で効率的に運営できるような人員配置の見直しを検討している。ただ大前提として、安全が損なわれるようなリスクは負えないため、利用実態に合わせて条件を見直していくことを考えている。

委員長 まず事務局があらかじめ整理をした見直し案の提案を受けて、今後の方針を議論していきたいがよろしいか。

⇒ 委員全員同意

委員長 それでは、要項等の見直し案について事務局より説明を求める。

事務局 募集要項、管理運営基準書の見直し案について事務局より説明。

委員 職員の配置についての提案で、現在B&GプールやB&G艇庫の人員配置について、実数を記載しているところを、「安全に運営するために必要な人員」に変更するのは、時代の流れに逆行しているようにも感じ取れる。リスク管理としては、抽象的な表現よりも具体的な人数を記載したほうがよい。今は予算上の都合で人員削減策として人員を減らすような方向で調整していると思われるが、万が一、事故等が発生した場合は、この人員配置に関する変更が事故の原因として追及される可能性が高くなると思われる。

参考にしている文部科学省の指針「プールの安全標準指針」も平成19年のもので、かなり古いものを参考にしているように見受けられる。

委員 募集要項を見直す中で、具体的にどの部分が不採算であり、どのように要項の見直しを図っていくのでしょうか。

事務局 「プールの安全標準指針」は、10年以上前の指針ではありますが現在も活用されているもので、今回の募集要項等変更の参考にしている。

また、現在の指定管理者のヒアリングをした中で、人件費が不採算の要因として大きかったことがわかった。その中でもプール、艇庫の利用期間や、その人員配置が大きく影響している。

利用期間の短縮については、利用者への利便性に影響する部分ではあるが、保育園などの団体利用者への対応も検討する中で、一定の利用者の満足度は保たれると考えている。人員配置の見直し案について、特にプールの監視体制は、他の体育施

設と比べても重要なものと認識している。そのうえで安全に運営するために必要な人員と仕様表記したほうが施設管理者にとって、必要な時期、時間帯に適切な人員配置をするための最適な方法と捉え、変更の提案をした。

委員　　これまでの指定管理の基準書に記載のある、プール監視の配置人員は何に基づいて設定されているものか。

事務局　　これまでの配置人員は、過去の市の直営時代の仕様をそのまま採用したものである。当時の利用状況から見た配置人員を今でも用いているものであり、国や県が示した基準や指針があるものではない。したがって監視員2名ないし3名が適切な人員か確固とした根拠があるものではない。

委員　　利用者が少ない期間については、効率的な運営のために期間を短縮するというのは一定やむを得ない部分ではある。また人員配置についても、利用者よりもスタッフのほうが多い時間帯もあるなどの現状があるのであれば、安全に運営できる人員を確保したうえでの見直しは図られてしかるべきだと思う。

委員長　　「適切な人員配置」というのは、選定基準の一つでもあり、私たちが提示した募集要項等を基に指定管理者応募者が、人員配置計画の提案をしてくる部分でもある。委員の皆様には今後のプレゼンテーション審査の中で、安全管理という観点から注目視していただく項目としていただければと思う。一方で、管理運営基準書の人員配置の表記の仕方は、本日の意見を反映させたいうえで、事務局でもう一度再考して、後日各委員に示していただきたい。

委員　　変更案の法定点検の追記や除草作業の追記は、新たに指定管理者の負担が増えるということか。

事務局　　法定点検に関しては、指定管理料の上限額の予算の中に盛り込まれている金額になるので、新たな負担にはならない。除草作業に関しても、現在、仕様書に詳細に書かれていない除草作業を現指定管理者で実施されている現状があり、その人件費も指定管理料の予算に入っているもので、すべてにおいて負担が増えるというわけではない。ただしどちらも、今回の管理運営基準書に一部記載されていない箇所があったため、今回修正して追記をしている。

委員長　　事務局に確認ですが、今回、再募集を進めるうえで市の条例改正の必要はないか。

事務局　　条例の変更はない。ただし B&G 海洋センターに関しては教育委員会の施行規則の変更の必要があるので、今回の選定委員会で募集要項等の変更が決まれば、必要な決裁を経て変更していく。

委員長　　さきほど出た課題については事務局で再度整理して後日各委員に確認をとって

ただきたい。以上の内容を踏まえたうえで、今後の方針としては「再募集」を行う  
ということで進めてよろしいか。

⇒ 委員全員同意

## 議題（２）今後のスケジュールについて

事務局                      スケジュール案について提案。

— 第２回選定委員会 終了 —